

省庁名	管理コード	支援措置に係る提案事項	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	措置の分類の見直し	措置の内容の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの意見	措置の分類の見直し	措置の内容の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの意見	措置の分類の見直し	措置の内容の見直し	構想(プロジェクト)管理番号	支援措置提案事項管理番号	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	支援措置に係る提案事項の内容
法務省	0520010	観光船専用バースを有する港湾施設を活用したクルーズ観光振興のための開港	出入国管理及び難民認定法第2条、出入国管理及び難民認定法施行規則第1条第1項、別表第1	出入国管理及び難民認定法施行規則第1条第1項第1号に基づき「出入国港の指定については、国際定期便等により頻りに利用されることが見込まれる場合に行っている。	D-1	-	名瀬港については、出入国管理及び難民認定法施行規則第1条第1項第1号に基づき「出入国港として指定されており、外国船舶等が入港する場合には、引続き、適正な出入国管理体制がとられるよう、近隣の官署等が連携を図ることとしたい。	右の提案主体からの意見を踏まえ検討し回答させたい	外国からのクルーズ観光船が直接不開港への入港を要請しても、一旦開港に入港することを求められているのが現状である。当該要請については、例外な対応していただくよう支援措置を求めたい。本市のような離島の不開港において当該要請がある際、近隣の官署等から当該不開港に出張し、常時必要な手続を体制を図っていただけるものと理解してよしいか。	-	-	引き続き、適正な出入国管理体制がとられるよう、近隣の官署等が連携を図り、対応するよう努めたい。									1056	10562010	名瀬市、社団法人奄美大島法学会青年部	観光船専用バースを有する港湾施設を活用したクルーズ観光の振興	以下の基準を全て満たす港湾をクルーズ観光指定港湾として開港する。 近隣の開港までの距離が330キロメートル以上 観光船専用バースを有する重要港湾	
法務省	0520020	国の多文化共生(外国人)関係施策の統一的な推進に関する支援措置	-	外国人に係る行政については、関係省庁間で連携を図っている。	D-1	-	外国人に係る行政については関係省庁間で連携を図っており、今後とも関係機関の連携を密にしていきたい。															1326	13262010	愛知県	多文化共生社会の実現を目指して	外国人に係る諸問題を総合的に企画、立案、調整する機関が国に存在しない。
法務省	0520020	国の多文化共生(外国人)関係施策の統一的な推進に関する支援措置	-	外国人に係る行政については、関係省庁間で連携を図っている。	D-1	-	外国人に係る行政については関係省庁間で連携を図っており、今後とも関係機関の連携を密にしていきたい。															1326	13262020	愛知県	多文化共生社会の実現を目指して	多文化共生の施策推進に関する統一的な方針・施策が存在しない
法務省	0520030	人権啓発活動地方委託事業の活性化	人権啓発活動ネットワークの整備及び活用について(平成2年2月2日付け法務省権啓56号人権擁護局長通達) 人権啓発活動地方委託要綱(平成9年4月1日付け法務大臣決定) …提出済	【人権啓発活動ネットワークの整備】平成10年度から平成12年度までの3か年計画で、今後の人権啓発活動を総合的かつ効果的に推進するため、各都道府県ごとに、法務局、地方自治体、人権擁護委員会、地方公共団体等が連携協力する人権啓発活動ネットワークの整備を図った(人権啓発活動都道府県ネットワーク協議会)。さらに、平成11年7月の人権擁護推進協議会の人権教育啓発に関する答申を受けて、平成12年度から、同ネットワークを市町村レベルにも拡大することとし、現在、その整備を進めている(人権啓発活動地域ネットワーク協議会)。 【地域人権啓発活動活性化事業の実施】人権啓発活動地域ネットワーク協議会が設置されていない地域の市町村においては、人権啓発活動都道府県ネットワーク協議会と連携協力して地域人権啓発活動活性化事業を実施することとしている。	D-1	-	左記通達制定時から、人権啓発活動地域ネットワーク協議会が設置されていない地域の市町村においても地域人権啓発活動活性化事業を実施することができ。															1209	12092010	福井県	人権啓発活動活性化構想	人権啓発活動地方委託事業(地域人権啓発活動活性化事業)の活性化を図る観点から、再委託対象市町村を「人権啓発活動都道府県ネットワーク協議会」の構成市町村とする。もしくは県内全市町村とするなど、委託対象市町村の範囲を拡大する。
法務省	0520040	地域通貨に関するガイドラインの策定	出資法2条	出資法は、「業として預り金をするにつき他の法律に特別の規定ある者を除く外、何人も業として預り金をしてはならない。」と定め(同法2条1項)、これに違反した者には、3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金、又はその併科の罰則がある(同法8条2項1号)ほか、両罰規定が設けられている(同法9条1項2号)。なお、同法2条1項にいう「他の法律」には、銀行法、長期信用銀行法等がある。	C		地域通貨の定義は必ずしも明確ではなく、また、ある行為が出資法違反となるか否かは、個別取引の実態等を勘案して判断されるものであるが、対信を受領して地域通貨を発行し、未使用分の換金を保証する場合、当該地域通貨の発行行為は元本の返済を保障した金銭の受入れ、すなわち預り金となる可能性があり、同法2条1項に抵触するおそれがある。一般大衆の地位や財産の保護を図るため、業として元本を保証して不特定多数の者から金銭を受け入れること(預り金)を、他の法律に特別の規定ある者を除いて禁止する特別刑罰たる出資法の趣旨にかんがみると、一般大衆の地位や財産を保護するための措置等を講じつつ、業として預り金をする行為を許容するおそれがある。地域通貨を、一般に認めて、そのガイドラインを策定することは困難である。	提案者の要望は、地域通貨についてのガイドライン策定を望むものであり、各省が連携して対応できないか、再度検討し回答させたい。	C													1127	11272010	特定非営利活動法人青少年地域福祉21	商店街の賑わいを創出する放置自転車対策構想	地域通貨は、地域経済の活性化等の面からも今後様々な形での発行が予想されることであるが、現行法上の問題点に対する具体的な基準が示されていないために、個々の発行主体において「前払式証券の規制に関する法律」、「出資法」、「銀行法」、「証券類似証券取扱い法」等関連法規に抵触しないよう工夫を凝らしているところである。しかし、法的な規制がゆるいことが、逆に、地域通貨への一般の信頼性を低くし、いいては普及の妨げになっている。したがって、国において早急に地域通貨に関するガイドラインを策定するとともに、地方自治体による許可制度等をとり入れるなど地域通貨の信頼性を高め、かつ、その導入の支援を希望するものである。
法務省	0520050	「ベンチャー振興投資券発売所(仮称)」開設のための法的措置	出資法1条、2条	出資法は、「何人も、不特定且つ多数の者に対し、後日出資の払いもどしとして出資金の全額若しくはこれをこえる金額に相当する金銭を支払うべき旨を明示し、又は暗黙のうちを示して、出資金の受入をしてはならない。」と定めるとともに(同法1条)、「業として預り金をするにつき他の法律に特別の規定ある者を除く外、何人も業として預り金をしてはならない。」と定め(同法2条1項)、これらに違反した者には、3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金、又はその併科の罰則がある(同法8条2項1号)ほか、両罰規定が設けられている(同法9条1項2号)。なお、同法2条1項にいう「他の法律」には、銀行法、長期信用銀行法等がある。	E		出資法1条は、「不特定且つ多数の者に対し、後日出資の払いもどしとして出資金の全額若しくはこれをこえる金額に相当する金銭を支払うべき旨を明示し、又は暗黙のうちを示して、出資金の受入、をすることを禁止しているところ、要望内容だけを見れば、これに直接関連するものではないと思われ、出資法1条とは無関係である。(なお、出資法2条についても、同様に無関係と思われる。)														1471	14712010	(社)関西経済連合会、(社)関西経済同友会、関西経済連合会、大阪商工会議所、京都商工会議所、神戸商工会議所	ベンチャー振興のための個人小口投資資金の活用	広く個人投資家の投資を仲介する「ベンチャー振興投資券発売所(仮称)」の開設が可能となるよう法令的に措置すること(たとえば、出資法等の制限の適用除外)	